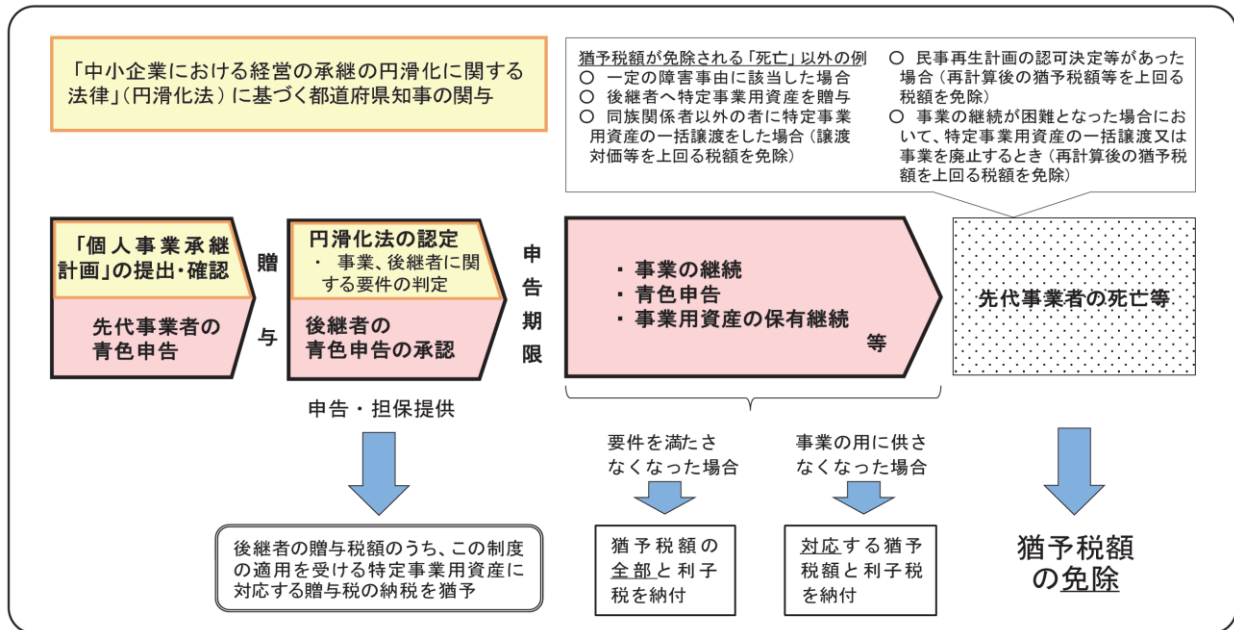


○ 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等

この特例の概要は、次の図のとおりです。なお、この特例については、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの10年間の特例とされています。



1 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除

(1) 特例の概要

円滑化法の認定^(注1、2)を都道府県知事から受ける後継者である受贈者(以下「特例事業受贈者」といいます。)が、青色申告(租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限り、以下同じです。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。以下同じです。)を行っていた贈与者からその事業に係る特定事業用資産^(注3)の全てを贈与により取得(①平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の取得で最初のこの特例の適用に係る贈与による取得及び②その期間内の取得で①の取得の日^(注4)から1年を経過する日までの間の贈与による取得に限り、以下同じです。)をし、その事業を営んでいく場合には、特例事業受贈者が納付すべき贈与税のうち、特例受贈事業用資産^(注5)に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され(以下、猶予される贈与税額を「事業用資産納税猶予税額」といいます。)、特例事業受贈者が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます(免除される主な場合については、次の「事業用資産納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」を参照してください。)

ただし、免除されるまでに、特例受贈事業用資産を特例事業受贈者の事業の用に供さなくなった場合など一定の場合には、事業用資産納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

(注) 1 「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)第12条第1項の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「円滑化省令」といいます。)第6条第16項第7号又は第9号の事由に限り、以下同じです。)をいいます。なお、円滑化法の認定を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに円滑化省令第16条第3号に規定する個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の承認を受ける必要があります。

2 円滑化法の認定に係る申請書の提出に関する窓口は特例事業受贈者の主たる事務所が所在する都道府県です。また、個人事業承継計画の提出に関する窓口については贈与者の主たる事務所が所在する都道府県になります。担当課については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし」などをご確認ください。

3 「特定事業用資産」については、下記(2)ハを参照してください。

4 特例事業受贈者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、「①の取得の日」は、その適用に係る相続又は遺贈による取得の日となります。この相続税の特例については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている「相続税の申告のしかた」を参照してください(以下同じです。)

5 「特例受贈事業用資産」とは、贈与により取得した特定事業用資産で贈与税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載があるものをいいます。

◎ 事業用資産納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

①	贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合（ただし、特例受贈事業用資産は、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象となります。その際、一定の要件を満たす場合には、その相続税についても納税の猶予が受けられます。詳しくは、「相続税の申告のしかた」を参照してください。） ^(注2)
③	特定申告期限 ^(注3) の翌日から5年を経過する日後に、特例事業受贈者が特例受贈事業用資産の全てにつき租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をした場合
④	特例事業受贈者がその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについてやむを得ない理由 ^(注4) がある場合に限ります。）
⑤	次に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合 イ 特例事業受贈者が特例受贈事業用資産の全てについて、特例事業受贈者の特別関係者 ^(注5) 以外の一定の者に対して譲渡若しくは贈与（以下「譲渡等」といいます。）をした場合又は民事再生法の規定による一定の再生計画の認可の決定に基づきその再生計画（再生計画の認可の決定に準ずる一定の計画を含みます。）を遂行するために譲渡等をした場合において、譲渡等があった時におけるその譲渡等をした特例受贈事業用資産の時価に相当する金額（その金額が譲渡等をした特例受贈事業用資産の譲渡等の対価の額より低い金額である場合には、その譲渡等の対価の額）と特別関係者が特例事業受贈者から受けた一定の必要経費不算入対価等 ^(注6) との合計額がその譲渡等の直前における事業用資産納税猶予税額に満たないとき ロ 特例事業受贈者について破産手続開始の決定があった場合
⑥	次に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合（特例事業受贈者の特例受贈事業用資産に係る事業の継続が困難な事由 ^(注7) が生じた場合に限ります。次の（参考）参照。） イ 特例事業受贈者が特例事業受贈者の特別関係者以外の者に対して特例受贈事業用資産の全ての譲渡等をした場合において、譲渡等の対価の額（その額がその譲渡等をした時における特例受贈事業用資産の時価に相当する金額の2分の1以下である場合には、その2分の1に相当する金額）をこの特例の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の贈与の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と特別関係者が特例事業受贈者から受けた一定の必要経費不算入対価等との合計額が譲渡等の直前における事業用資産納税猶予税額に満たないとき ロ 特例受贈事業用資産に係る事業の廃止をした場合において、廃止の直前における特例受贈事業用資産の時価に相当する金額をこの特例の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産のその贈与の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と特別関係者が特例事業受贈者から受けた一定の必要経費不算入対価等との合計額がその廃止の直前における事業用資産納税猶予税額に満たないとき
⑦	特例事業受贈者について民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、特例事業受贈者の有する資産につき一定の評定が行われた場合

(注) 1 免除に際しては、①、②又は④に該当することとなった日から6か月以内、③に該当することとなった場合には、特例受贈事業用資産の贈与を受けた者が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用に係る贈与税の期限内申告書を提出した日から6か月以内、⑤又は⑥に該当することとなった日から2か月以内、⑦に該当することとなった場合には、認可の決定があった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

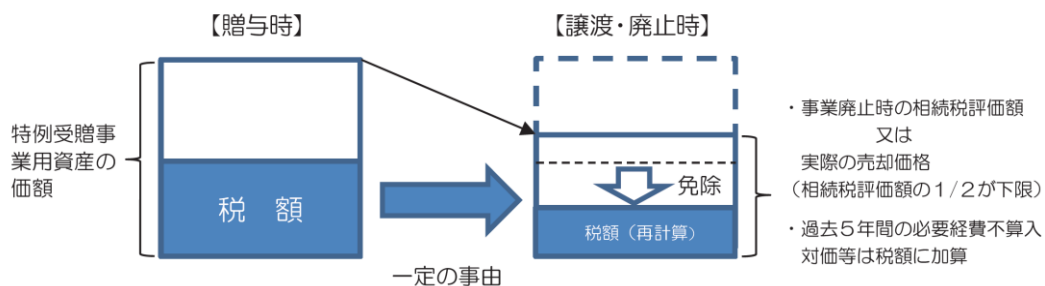
2 その贈与者の死亡に係る相続税については、その贈与者から相続又は遺贈により租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等を取得した者は、当該宅地等について同条第1項の小規模宅地等の特例の適用を受けることはできません。

3 「特定申告期限」とは、次のうちいずれか早い日をいいます。

- (1) 特例事業受贈者の最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限
- (2) 特例事業受贈者の最初の租税特別措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限
- 4 「やむを得ない理由」とは、贈与税の申告書の提出期限後に特例事業受贈者が次に掲げる事由のいずれかに該当することとなったことをいいます。
 - (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級である者として記載されているものに限ります。）の交付を受けたこと。
 - (2) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限ります。）の交付を受けたこと。
 - (3) 介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限ります。）を受けたこと。
- 5 「特別関係者」とは、特例事業受贈者と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます（以下同じです。）。
- 6 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者の特別関係者がその事業に従事したことその他の事由により特例事業受贈者から支払を受けた対価又は給与（最初のこの特例の適用に係る贈与の時又は相続開始の時前に受けたもの等を除きます。）であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。
- 7 「事業の継続が困難な事由」とは、次の事由をいいます。
 - (1) 特例事業受贈者又はその事業が⑥のイ又はロの場合のいずれかに該当することとなった日の属する年の前年以前3年内の各年（②において「直前3年内の各年」といいます。）のうち2以上の年において、その事業に係る事業所得の金額が零未満であること。
 - (2) 直前3年内の各年のうち2以上の年において、その事業に係る各年の事業所得に係る総収入金額が、その各年の前年の総収入金額を下回ること。
 - (3) 上記のほか、特例事業受贈者による事業の継続ができない事由として、特例事業受贈者が心身の故障その他の事由により特例受贈事業用資産に係る事業に従事することができなくなったこと。

（参考）事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予税額の免除について

事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合（上記（注）7参照）に、特例受贈事業用資産の全部の譲渡等をしたとき又はその事業を廃止したとき（上記の「事業用資産納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」の表の⑥欄参照）は、その対価の額（譲渡等の時の時価に相当する金額の2分の1が下限になります。）又はその廃止の直前の特例受贈事業用資産の時価に相当する金額を基に猶予税額を再計算し、再計算した税額と特別関係者が特例事業受贈者から受けた一定の対価の額との合計額が直前の事業用資産納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付）。



(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件等を満たす必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

イ 贈与者の要件

次の区分に応じ、それぞれ次の要件に該当する人であること。

①	特定事業用資産を有していた者が贈与の時前において特定事業用資産に係る事業を行っていた者である場合
要件	イからハまでの要件を全て満たすこと。 イ その贈与の時において所得税の納税地の所轄税務署長にその事業を廃止した旨の届出書を提出していること又はこの特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出する見込みであること。 ロ その事業について、贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により所得税の納税地の所轄税務署長に提出していること。 ハ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者 ^(注) に該当しないこと。
②	上記①以外の場合
要件	イからハまでの要件を全て満たすこと。 イ 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与又は相続開始の直前において、その者と生計を一にする親族であること。 ロ イの贈与の時又は相続開始の時に贈与をした贈与者であること。 ハ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者 ^(注) に該当しないこと。

(注) 同一年中に他の特例事業受贈者に特定事業用資産の贈与をしている者は含まれません。

ロ 特例事業受贈者の要件

贈与者からこの特例の適用に係る贈与により特定事業用資産を取得した人で、次のいずれにも該当する人であること。

①	贈与の日において18歳（令和4年3月31日以前の贈与については、20歳）以上であること。
②	「円滑化法の認定」を受けていること。
③	贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業（その事業に準ずるものとして一定のものを含みます。）に従事していたこと。
④	贈与の時から申告期限までの間に特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、その申告期限まで引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること。
⑤	申告期限において、特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び青色申告の承認を受けていること ^(注1) 。
⑥	特定事業用資産に係る事業が、贈与の時において、資産保有型事業 ^(注2) 、資産運用型事業 ^(注3) 及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと。
⑦	円滑化省令第17条第1項の都道府県知事の確認（同項第3号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）を受けた者であること。

(注) 1 青色申告の承認を受けるためには、業務を開始した日（贈与の日）から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。ただし、後継者が、贈与前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

2 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、この特例の適用に係

る贈与の日の属する年の前年1月1日から事業用資産納税猶予税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間内において、特定資産^{*}の保有割合が、その事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額の70%以上の事業をいいます。

ただし、特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことなど一定の事由が生じたことにより、その保有割合が70%以上となった場合には、その事由が生じた日から同日以後6か月を経過する日までの期間は、上記の期間から除かれます。

なお、上記の「特定資産の保有割合」の判定に当たり、「特定資産」の合計額及び「帳簿価額の総額」には、5年以内に特例事業受贈者の特別関係者が特例事業受贈者から受けた必要経費不算入対価等の額がある場合は、その額を含みません。

※ 「特定資産」とは、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金（特別関係者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）などの一定の資産をいいます。3において同じです。

「必要経費不算入対価等」については、上記「事業用資産納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」の（注）6を参照してください。

3 「資産運用型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、この特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年1月1日から事業用資産納税猶予税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日までの期間内のいずれかの年において、特定資産の運用収入が総収入金額の75%以上の事業をいいます。

ただし、特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことなど一定の事由が生じたことにより、その運用収入の割合が75%以上となった場合には、その事由が生じた年の1月1日からその翌年の12月31日までの期間は、上記の期間から除かれます。

ハ 特例の対象となる特定事業用資産

この特例の対象となる特定事業用資産は、贈与者の事業の用に供されていた次に掲げる資産（贈与者のこの特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表^{*}に計上されているものに限ります。）の区分に応じそれぞれ次に定めるものをいいます。

※ 贈与者が上記イの表の②の者に該当する場合には、特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る贈与の日又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続開始の日の属する年の前年分のその事業を行っていた者の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表となります。

(イ) 宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、一定の宅地等に限ります。） その宅地等の面積の合計のうち400㎡以下の部分

(注) 1 「一定の宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている宅地等（農地又は採草放牧地は除きます。）をいい、棚卸資産は除かれます。なお、宅地等のうちにその事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、その事業の用に供されていた部分に限られます。

2 その贈与者から贈与を受けた後継者が2人以上いる場合には、各後継者が取得した宅地等の面積の合計で400㎡以下の部分に限られます。

(ロ) 建物（一定の建物に限ります。） その建物の床面積の合計のうち800㎡以下の部分

(注) 1 「一定の建物」とは、この特例の適用に係る贈与の直前において贈与者の事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しない建物をいい、建物のうちにその事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、その事業の用に供されていた部分に限られます。

2 その贈与者から贈与を受けた後継者が2人以上いる場合には、各後継者が取得した建物の床面積の合計で800㎡以下の部分に限られます。

(ハ) 減価償却資産（(ロ)に掲げるものを除きます。） 次に掲げるもの

A 固定資産税の課税対象とされる地方税法第341条第4号に規定する償却資産（機械装置など）

B 自動車 次に掲げるもの

(A) 自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車

(B) (A)に掲げる自動車以外の自動車で次に掲げるもの

a 自動車登録規則別表第二の自動車の範囲欄の1、2、4及び6に掲げるもの

b 道路運送車両法施行規則別表第二の四の自動車の用途による区分欄の1及び3に掲げるもの

c a及びb並びに次の(C)に掲げる自動車以外の自動車（その取得価額が500万円を超える場

合には、一定の部分に限ります。)

(参考) 具体的な用途及び分類番号

	用途	分類番号 (ナンバー)
普通・小型自動車	貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ
	人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	2、20～29、200～299、20A～29Z、2A0～2Z9、2AA～2ZZ
	貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40～49、60～69、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
	散水自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車	8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ
軽自動車	貨物の運送の用に供する軽自動車	40～49、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
	散水自動車その他特種の用途に供する軽自動車	80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ

(注) 上記の「自動車」には、二輪のものは含まれません。

(C) 原動機付自転車並びに軽自動車(二輪のものに限ります。)及び小型特殊自動車(四輪以上のものうち、乗用のもの及び営業用の標準税率が適用される貨物用のものを除きます。)

C 特許権など所得税法施行令第6条第8号に掲げる資産及び牛、果樹など同条第9号に掲げる資産

(注) 上記B(A)～(C)及びCに掲げる資産は、主として趣味又は娯楽の用に供する目的で保有するものは除かれ、事業の用に供されていた以外の部分がある場合には、事業の用に供されていた部分に限られます。

二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、**贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに、事業用資産納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する**必要があります。

なお、この特例の適用に係る贈与により宅地等又は建物である特定事業用資産を取得した日の属する年中においてその贈与者から贈与により宅地等又は建物である特定事業用資産を取得した他のこの特例を受けようとする者がいる場合には、その特例事業受贈者がこの特例を受けるものの選択についてのその他の者の同意が必要です。

(注) 申告に当たっては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用要件チェックシート及び提出書類チェックシート」を使用してください。

ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けている特例事業受贈者は、事業用資産納税猶予税額が免除されるまで又は事業用資産納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**3年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例受贈事業用資産に係る事業の状況等に関する事項を記載した届出書(この届出書を「継続届出書」といいます。)**に、**一定の書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この特例の適用が打ち切られ、事業用資産納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。**

へ 事業用資産納税猶予税額の納付

(イ) **事業用資産納税猶予税額の全部を納付しなければならない場合**

納税猶予を受けている贈与税は、事業用資産納税猶予税額の免除事由に該当する場合等を除き、

原則として次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その贈与税の全部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で事業用資産納税猶予税額を納付しなければならない場合については、税務署にお尋ねください。

(主な場合)

①	その特例事業受贈者が事業を廃止した場合 ^(注)
②	その事業が資産保有型事業、資産運用型事業又は性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなった場合
③	特例事業受贈者が青色申告の承認を取り消された場合又は青色申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した場合

(注) 一定の障害等やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった場合には、事業用資産納税猶予税額の免除事由に該当します(上記「事業用資産納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」の④及び⑤ロ参照)。

(ロ) 事業用資産納税猶予税額の一部を納付しなければならない場合

特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、事業用資産納税猶予税額のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する事業用資産納税猶予税額を納付しなければなりません。

ただし、次に掲げる場合には納税猶予は継続されます。

- 1 特例受贈事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、その廃棄をした日から2か月以内に税務署にその旨の届出書等を提出したとき
- 2 特例受贈事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつきその譲渡があった日から1か月以内に税務署長に申請をし、その承認を受けたとき(取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。)
- 3 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例受贈事業用資産を移転した場合において、その移転につきその移転があった日から1か月以内に税務署長に申請をしその承認を受けたとき

(注) 3の承認を受けた後における事業用資産納税猶予税額を納付しなければならない場合は、原則として、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」における経営承継期間後の納付事由と同様となります。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】を参照してください。

(ハ) 利子税

上記(イ)及び(ロ)により納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間(日数)に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の利子税特例基準割合^(※)が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合(0.1%未満の端数があるときはこれを切り捨て、その割合が0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合となります。)が適用されます。

(算式)

$$3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^{(※)}}{7.3\%}$$

※ 利子税特例基準割合

平均貸付割合(各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。)に、年0.5%の割合を加算した割合

2 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例

1の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特例事業受贈者（贈与を受けた年の1月1日において18歳^(注1)以上の者に限ります。）については、その贈与を受けた時において贈与者（同日において60歳以上の者に限ります。）の「直系卑属（子や孫など）である推定相続人」又は「孫」以外の者であっても、相続時精算課税の適用を受けることができます。

なお、相続時精算課税の適用を受ける場合の手続については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている「贈与税の申告のしかた」を参照してください。

(注) 1 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

2 特例事業受贈者が贈与者からの贈与により特例受贈事業用資産を取得した場合において、その特例受贈事業用資産の取得の時にその贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。